

くろまぐろに関するブロック説明会
(北海道ブロック)

議事速記録

日 時：令和6年8月9日（金）午後2時30分開会
場 所：札幌第1合同庁舎2階講堂（ウェブ併用）

くろまぐろに関するブロック説明会
(北海道ブロック)

日時：令和6年8月9日（金）

14：30～17：20

場所：札幌第1合同庁舎2階講堂

議事次第

1 開 会

2 主催者挨拶

3 議 題

- 1．漁業法及び水産流通適正化法の一部改正等について
- 2．W C P F C 北小委員会等の結果について
- 3．国内配分に関する今後の検討スケジュールについて
- 4．その他

4 閉 会

1 開 会

○**番場補佐** 定刻となりましたので、只今から「くろまぐろに関するブロック説明会」を開催いたしたいと思います。

私、本説明会の司会を務めます水産庁資源管理推進室の番場と申します。よろしくお願いいたします。

本日、会場にも多くの方にお越しいただいておりますけれども、並行してウェブ参加の出席者も大勢いらっしゃいますので、技術的なトラブル等生じるかもしれませんが、できる限り対応してまいりますので、スムーズな議事進行にご理解、ご協力いただければと思います。

また、ウェブ会議を併用している関係で会場の皆様にもお願いですけれども、ご発言がウェブ参加の方にも伝わるように、ご発言される際には必ずマイクを通じてご所属とお名前の後にご発言いただくようお願いいたします。

それから、ウェブ参加されている皆様にですけれども、事前にメールで注意事項はお知らせしておりますが、発言を希望される場合にはWebexの手を挙げる機能を使ってお知らせいただければ、順番に指名させていただきます。ご発言の際には、同じようにご所属とお名前を言ってからご発言いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、会場を利用する上での注意事項が1点ございまして、この札幌第1合同庁舎は禁煙になっておりますので、庁舎内での喫煙はご遠慮ください。

それでは、資料の確認をさせていただきたいと思います。皆様のお手元にホッチキス留めで、「くろまぐろに関するブロック説明会」という今日の説明資料と、参考資料として「太平洋クロマグロの資源管理について」という2種類の資料をお配りしておりますので、不足等ございましたらお申しつけください。

本説明会のこの資料は既に水産庁ホームページに掲載しておりますが、後日この会議の議事録も同じようにホームページに掲載させていただくこととしておりますので、あらかじめご了承ください。

それから、報道関係者の皆様におかれましては、カメラ撮影、写真撮影は冒頭の水産庁の挨拶までとさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

次に、主催者側の主な出席者を紹介させていただきます。

まず、水産庁資源管理推進室長の赤塚でございます。

○**赤塚室長** 赤塚でございます。御無沙汰しております。今日は、よろしくお願いいたします。

○番場補佐 国際課課長補佐の晝間でございます。

○晝間補佐 晝間です。よろしくお願いします。

○番場補佐 漁獲監理官付漁獲管理専門官の石川でございます。

○石川専門官 石川です。よろしくお願いします。

○番場補佐 改めまして、私、資源管理推進室の番場でございます。よろしくお願いいたします。

2 主催者挨拶

○番場補佐 それでは、開会に当たりまして、赤塚から一言挨拶を申し上げます。

○赤塚室長 皆様、こんにちは。改めまして、水産庁資源管理推進室の赤塚と申します。

本日のブロック説明会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

まず、皆様ご多忙の中、本日はウェブも含めて多数の方々に参加いただきましたこと、感謝申し上げます。

太平洋クロマグロですが、皆さんもご存じのとおり、最近大きな動きがあったところでございます。

まず、国内における不正事案が発生したことなどを踏まえて、管理の強化を目的として漁業法及び水産流通適正化法の一部を改正する法律が本年6月に成立し、同月26日から公布されたところでございます。

続きまして、これは先月ですので非常に記憶に新しいことと思いますけれども、ここ北海道の釧路市で開催されましたWC P F C 関連会合では、中西部太平洋における日本の太平洋クロマグロの漁獲上限について議論が行われ、結果として、小型魚は10%、大型魚は50%の増枠を行うことが勧告されたところでございます。この勧告は、今年12月に行われますWC P F Cの年次会合で合意を得る必要がございますので、まだ予断を許すところではございません。これについては、実現に向けて引き続き関係国に働きかけを行ってまいります。

政府といたしましては、この国際的な決定を受けて、関係する漁業者の皆様が厳格な数量管理に取り組んできた結果、このくろまぐろ資源が大幅に回復し、回復目標を達成したことが先般の会議の成果につながったという認識でございます。この点につきましては、改めて協力に感謝申し上げます。

さて、本日の説明会で取り上げる事項について簡単に紹介します。

まず、漁業法と水産流通適正化法につきまして、先ほど法律を改正したと申し上げましたが、どのように改正したのか内容を担当から説明させていただきます。

また、同じく、くろまぐろの管理強化の一環として水産庁で新しい組織、漁獲監理官というものが設立されました。今日は、この漁獲監理官についてもご紹介したいと思います。

次に、先月のWCPFC会合の結果概要につきまして、実際に協議に参加した者から説明をさせていただきます。

最後が、国内配分の問題でございます。まず、私どもから今後の検討スケジュールと今適用されている配分の考え方について説明した後、皆様の御意見をいただきたいと考えております。

WCPFCの増枠の決定というのは、先ほど少し触れましたとおり、本年12月の合意をもってということになりますけれども、令和7管理年度については来年1月1日から始まることから、これに先立つ9月から水産政策審議会の下に設立された「くろまぐろ部会」で令和7年以降の配分の考え方について検討することとなっております。

本日の説明会でいただいた意見も、私どもで整理した上で、この「くろまぐろ部会」で取り上げる予定としております。そういう意味では、皆様の幅広い御意見もお願いしたいと思います。

締めくくりになりますが、本日の説明会が皆様と私どもにとって有意義なものになるよう祈念いたしまして、私の冒頭の挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○番場補佐 報道関係者の皆様におかれましては、カメラ撮影はここまでとさせていただくようにお願いいたします。

それでは、最初に本説明会の進め方を説明させていただきたいと思います。

「くろまぐろに関するブロック説明会」の資料の1枚目に議題を載せておりますけれども、議題ごとにまずは水産庁の方から説明をさせていただいて、説明が終わった後に皆様からそれぞれ質疑・意見をいただく場を設けたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、4番目に「その他」というのを用意しておりますが、特段こちらで用意した項目というのはございませんので、1～3の議題以外の御意見、御質問等あれば、「その他」のところをお願いできればと思っております。よろしくお願いいたします。

3 議 題

○**番場補佐** それでは、早速ですが、議題に入りたいと思います。

まずは議題の1、「漁業法及び水産流通適正化法の一部改正等について」ということで説明させていただきます。

○**石川専門官** 水産庁漁獲監理官付の石川と申します。よろしくお願いいたします。

では、資料の3ページを御覧いただければと思います。漁業法と水産流通適正化法の一部改正につきまして、簡単に説明したいと思います。

まず、今回、太平洋クロマグロの管理強化をするに当たりまして、皆様ご承知のところですが、太平洋クロマグロにつきましては2010年頃、資源量が歴史的最低水準となったことから、国際的に厳格な漁獲可能量による資源管理が行われた結果、先ほど室長の挨拶にもありましたように、資源が回復している状況にあります。

そのような中で、TAC報告義務に違反した太平洋クロマグロが流通する事案が発生しましたことから、管理強化が急務となりました。このため、太平洋クロマグロにつきましてはTAC報告時の個体管理や取引時の伝達・記録の義務付け、罰則の新設等の措置を講じることとなりました。

具体的には、「1. 漁業法の一部改正」を御覧いただければと思います。

まず、この管理強化の対象となる水産資源としまして、(1)に記載のように、資源管理に関する国際的な枠組み等を勘案して特に厳格な漁獲量の管理を行う必要があると認められるものを対象に管理強化をしていくこととしております。具体的には、今後省令で指定することになりますけれども、太平洋クロマグロの大型魚を指定することを予定しております。

具体的な措置内容としましては、①～④に記載している内容となります。

まず1つ目として、きちんと個体管理をするということで、現在、TAC報告の際に漁獲量等を報告いただいておりますけれども、採捕した個体数についても新たに報告していただきたいと考えております。

2点目として、TAC報告を行う際に使っている情報、船舶等の名称や個体ごとの重量について記録の保存をお願いしたいと思っております。こちらにつきましては、現在、通常取引している伝票等に記載があれば、それを保存していただくことを想定しております。

3点目として、再発防止の観点から、TAC報告義務違反の罰則について法定刑の引上げということで、6月以下の懲役、30万円以下の罰金を、1年以下の懲役、50万円以下の

罰金に引き上げるとともに、大規模な経営を行う法人に対しても十分な抑止力となるように、法人重科として上限を1億円とした罰金刑を新設することとしております。

4点目として、TAC報告義務に違反し、かつ当該違反行為を引き続きするおそれがある場合には、即時に停泊命令を行える措置も追加することとしております。

(2)として、太平洋クロマグロには限らないのですが、洋上での監視をしっかりとすること、漁船の操業位置を把握するための機器の設置等の命令、現在、大臣許可にはVMSを設置しておりますけれども、そちらに違反した場合の罰則を新設することとしております。

続きまして、4ページを御覧いただければと思います。

こちらは、水産流通適正化法の一部改正の内容となります。流通段階での措置もきちんと担保するというので、水産流通適正化法も同様に一部改正することとしております。

具体的な内容としては、水産流通適正化法の対象としまして、漁業法で太平洋クロマグロの大型魚を特別管理特定水産資源として管理強化の対象として指定予定ですが、そちらを水産流通適正化法の対象にも追加し、具体的な措置としては(1)の①～③になりますけれども、各取引時に船舶等の名称、個体の重量等をきちんと情報伝達していただくとともに、漁業法と同様に取引時の記録をきちんと保存していただきたいと思っております。また、③として、アワビ、ナマコも同じですが、輸出時に適法漁獲等証明書を添付しておりますので、太平洋クロマグロの大型魚についても同じように添付を義務付けることとしております。

(2)として、情報伝達の仕方ですが、右の方にパターン①～③を記載しておりますけれども、太平洋クロマグロは全国津々浦々で水揚げされるということで、いろんな実態があると思っておりますので、通常の伝票での伝達や、漁獲量が多い場合等はタグやQRコードを活用した伝達も可能になるように、いろんな方法が取れるような規定としたいと考えております。

(3)は、(1)の③に記載のある適法漁獲等証明書の発行に関して、現在は農林水産大臣が発行しておりますが、発行件数が増えてきていることもございまして、農林水産大臣が指定する民間機関でも交付可能とする措置を新設したいと思っております。また、水産流通適正化法においても罰則の措置など所要の改正を行う予定としております。

これらの主要な規定につきましては、今年の6月26日に公布されましたが、公布の日から2年を超えない範囲内において施行する予定としております。

施行まで2年を切ったところではありますが、今後、詳細について政令や省令等で定めていくこととなっております。関係者の皆さんの意見も聞きながら詳細について検討を進めていきたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

続いて、5ページになります。

冒頭の挨拶でもございましたが、太平洋クロマグロの管理強化について、法改正と併せて監視体制の強化も行っているところです。

具体的には、今年4月に漁獲監理官という組織を新設し、従来の取締船による洋上監視に加えて陸揚港における漁獲量報告の監視・検査体制を整備したところです。既に4月以降、各地で水揚検査を行っており、都道府県の皆さんにもご協力いただいているところです。知事管理区分もございますので、都道府県の皆さんとも連携しながら監視強化に努めていきたいと考えております。

簡単ではありますが、資料の説明は以上になります。

○番場補佐 それでは、御意見、御質問がございましたら挙手をお願いいたします。

特段なければ、また「その他」のところでも改めて聞いていただいて構いませんので、次に進めさせていただきたいと思います。

続きまして、議題の2、「W C P F C 北小委員会等の結果について」ということで、まずは水産庁から説明させていただきます。

○晝間補佐 改めまして、水産庁国際課でW C P F C の交渉を担当しております晝間と申します。よろしくお願いいたします。

座って失礼いたします。

資料の7ページから、「W C P F C 北小委員会等の結果」について説明させていただきます。

左上の「1. 日時・場所」ですが、日程は、7月10日～14日にW C P F C 北小委員会とI A T T C 合同作業部会。太平洋クロマグロにつきましては、太平洋の東西を回遊しますので、西だけ管理、東だけ管理しても意味がないので、東西できちんと協調して管理をしようという考え方で、西側のW C P F C と東側のI A T T C が合同で作業部会をする形でくろまぐろの管理を議論するということから始まっております。

続いて、7月15～16日に西側のW C P F C 北小委員会で合同作業部会の結果を踏まえた議論を行いました。

「2. 出席国等」ですが、日本をはじめとして北半球で主にくろまぐろ等を捕っている

漁業国に今年は南半球の国も含めて、16か国・地域が集まって太平洋クロマグロなど北の魚種について議論を行ったということでございます。

日本からは、政府代表を務めております福田水産庁資源管理部審議官がヘッドで、我々担当者を含めて対応しまして、その他研究者、関係省庁、業界関係の方々、また都道府県の担当者の方にも代表団に入っていていただいて、いろいろご相談しながら会議に当たったということでございます。

また、会議の開催に当たりましては、北海道庁から近藤水産局長にお越しいただき、主催者側地域の代表として冒頭ご挨拶をいただきました。この場を借りてお礼申し上げます。

また、坂本農林水産大臣からビデオレターの形で日本の考えをしっかりと示して、これまで日本国内の漁業関係者の皆様がいかに苦勞してW C P F Cで決まった管理を実施してきたかという話と、その努力の結果、資源の大幅な回復を見たということで、そのような努力は報われるべきだ、資源管理というのはそうあるべきだという大臣として強いメッセージを示す形で会議が始まりました。

「3. 結果概要」です。

まず、W C P F Cの西側の方ですが、2025年以降適用する措置ということで、増枠を含めた措置の改正に合意をして、北小委員会として12月の年次会合に向けて勧告を行ったということでございます。措置は2025年から適用で、2026年に見直すという規定になっております。

小型魚の漁獲上限ですけれども、一定の増枠に合意したということです。内訳として、日本は現行4007トンの漁獲上限から、10%、400トン増やして4,407トンとすること。韓国につきましては、現行718トンの上限ですが、小型魚の方は増枠なしとなっております。これは、韓国が大型魚の枠を大幅に増やしたいと主張していた関係で、小型魚の増枠幅を大型魚に回すということで、後ほど説明しますが、小型魚は増やさないという結果になっております。

また、この小型魚の増枠に関して、日本は今回10%の増枠ということで何とか合意を得たのですが、関係国からは強い抵抗感が示されたというような展開がございました。いろいろ話を聞きますと、小型魚そのものを増やすということもそうなのですが、小型魚の中でも特に小さい魚、いわゆる0歳魚と呼ばれる小型魚を過去のようにたくさん獲り始めると資源がまた傾いていってしまうことを、特に懸念されているということがございましたので、この小型魚の増枠の合意を取りつけるに当たって、0歳魚、特に2キロ未満の小さ

い魚が増えないように努めるという努力規定を入れていると。増えないというのは、今より増やさないということではなくて、2002-2004年の水準の半減から再び増えないように努めるというような規定を盛り込んでおります。日本としてもそういった取組をしていくことを表明した上で、この小型魚の増枠に合意したということでございます。

大型魚についても増枠に合意をいたしました。日本が、現行5,614トンから、50%、2,807トン増枠の8,412トン。台湾も、同様に50%の増枠で合意をいたしました。

韓国は、※印がついていますが、30トンのものを501トンまで増やすということなのですが、韓国は現行の大型魚の漁獲上限が30トンしかないので、30トンから50%増やしても45トンにしかならない。一方で、韓国では近年くろまぐろの資源も増え、来遊のパターンも変わって、大型魚がかなり捕れている状況にあるということでしたので、大型魚を大きく増やすということを強く主張しました。それで、かなり時間をかけて議論をした結果、共同議長提案もありまして、単なる50%増加ではなく、300トンを上乗せすると。それに加えて、小型魚の方で、先ほど説明したとおり、本来であれば10%増えておかしくない中身なのですが、その小型魚の増枠分を、一定の係数を掛けて変換して大型魚の方を増枠させるということで、501トンまで増やすという形で決着をしたということでございます。

ニュージーランド、オーストラリアですけれど、これまでもニュージーランド、オーストラリアは少し獲ることはできる規定にはなっていたのですが、太平洋クロマグロの資源が大幅に回復してきた結果、太平洋クロマグロが赤道をくぐって南半球まで行く量がかなり増えているということでございます。それで、ニュージーランド、オーストラリアは太平洋クロマグロを狙った操業ではなく、ミナミマグロやメバチといった魚を狙った操業なのですが、かなり太平洋クロマグロがかかってしまうので漁獲量が増えているという報告とともに、それを手当てするような要求があったということでございます。

先ほどから説明していますWCPFC北小委員会というのは、WCPFCの中で北緯20度以北の水域に位置している国と北緯20度以北で漁業をしている国だけがメンバーになれる枠組みということで設立されています。ざっくり言うと、まずは北のことは北できちんと決めた上で、最後、年次会合で決めるのだというような考え方でつくっている枠組みなのですが、ニュージーランド、オーストラリアは北緯20度以北に位置もしていませんし、漁業もしていないということで、そもそもメンバーになれないというような立ち位置になっております。ですので、ニュージーランド、オーストラリアの状況については、

北小委員会をつくった経緯に鑑みると、やはり一定程度配慮する必要があるというような議論もございまして、その結果、それぞれ200トン、40トンまでは漁獲可能ということで、北とは別の考えで設定されているような状況でございます。

その下ですが、1点目は、いわゆる繰越しの規定です。当初の漁獲枠の17%までは、使わなければ翌年に繰り越すことができるという規定がございまして、今の国内管理でもずっと使ってきておりますが、これはもともと措置の更新のたびに新たに合意をしないとなってしまう時限措置のような形で規定されていたのですが、その時限措置を一般ルール化するというので、今後別途の決定をしない限りは使い続けることはできるというような形で一般ルール化したということが1つ。

もう一つは、いわゆる振替の規定です。小型魚から大型魚への振替に当たっての特例措置ということで、小型魚の枠を1.47倍して大型魚に振り替えることができるという規定がございまして。これも使っておりますけれども、適用上限を韓国40%、日本30%ということで昨年増やしたのですが、これを撤廃して、管理に整合的な形で使えるようにするとともに、時限措置ではなく一般ルール化することで合意をしたということでございます。

ここまでの西側の話で、8ページはIATTC、東側の話になります。

東側についても、合同作業部会で太平洋クロマグロの増枠を含めた措置に合意したということです。

東部太平洋については、1年ごとの枠ではなく2年分のブロッククォータ、2年まで何トン捕っていいというような形で漁獲上限を設定しております。

アメリカは、現行1,017トンから50%増やして、さらに300トン増枠することになっております。この300トンというのは、先ほど説明しました韓国の漁獲枠を大幅に増やしたいという話がある中で、韓国に300トン上乗せしようという議論になりましたので、西と東でバランスを取るために東にも300トン上乗せをするという形で決着しております。これは2年分のブロッククォータになっているので、1年分だと300トンアメリカとメキシコで山分けして150トンずつになるのですが、2年分で300トンずつ上乗せをするという形で合意をいたしました。

メキシコも、現行6,973トンから50%増枠で合意をしたということでございます。

その他の議論ということで、先ほども話題に上りました太平洋クロマグロの国内管理の話として、青森で発生した未報告事案を踏まえて法改正を行った。また、漁獲監理官を設置して、新たに検査を行っている。そういった管理強化策を講じていることは、しっかり

報告をしたということでございます。

また、監視取締措置について、それぞれの国が勝手にやるのではなく、W C P F C なり I A T T C で共通のしっかりとした監視取締措置を講じていこうというような話がございまして、まずは各国が実施している監視取締措置の報告を詳細にするという義務を設けて、来年以降、合同作業部会で統一的な措置を検討していくと。そういった手続を定めた保存管理措置を日本の方から提案いたしまして、合意されたということでございます。

以上が、結果でございます。

日本は、報道でも御覧になった方がいらっしゃるかと思いますが、小型魚30%、大型魚131%ということで、分かりやすく言うと小型魚1.3倍、大型魚2.3倍というかなり大きな増枠を提案したところでございます。その提案どおりの増枠は得られなかったわけですが、今申し上げたような議論を経て、最終的に1.1倍、1.5倍という形で何とか合意に至ったという結果でございました。

最後、今後の予定ですが、先ほど赤塚から説明したとおり、今回の増枠が確定したわけではなく、これから9月のI A T T C 年次会合で東側、11月、12月のW C P F C 年次会合で西側の方で正式な決定として確定させる必要があるということです。水産庁としては、ここから先の交渉も抜かりなく関係国にしっかり働きかけをして、増枠の最終決定まで行けるように努力していきたいと考えております。

私からの説明は、以上でございます。

○**番場補佐** それでは、御意見、御質問等ありましたら、よろしくお願いいたします。

○**参加者** 着座で質問させていただきます。

本日は大変お忙しい中、水産庁室長はじめ、関係者一同、前回は確か平成30年にご来道いただいて、くろまぐろの議論をいろいろ交わしていただけたということ。コロナも重なって、実に6年ぶりに今日このように説明会を開催していただきました。重ねて御礼申し上げます。ありがとうございます。

今、補佐の方から、今年のW C P F C と I A T T C の合同会議の結果を、それぞれ西、東に分けて御意見等も説明いただきました。新聞報道等でも、大変厳しい諸外国の反対があった中で、当初日本が提案した大型は2.3倍、小型は1.3倍、我々期待はしていたものの、残念ながら通らなかったということで、先ほど説明があったとおり、大型は50%、小型は10%の増枠ということで収まったと思いますけれども、やはり浜の声は、皆さん聞いているとおり、実際沖に出るとまだまだ増えているのだという声が多数組合に寄せられており

ます。また、水産庁の方にも寄せられていることと思います。しかしながら、残念なことに、先ほど言った増枠で合意が得られたということは、非常に大きな一歩でもありますけれども、やはり浜の漁業関係者から、どうしてなのだろうと。

我々は、日本は科学的な根拠に基づいてこういう要望をしたという報道、あるいはそういう話を聞いております。科学的根拠に基づいて要望したにもかかわらず、これが認められないというのは、我々は今まで正直言って、資源管理についてもいろいろ議論させていただいておりますけれど、しっかりした科学的根拠があったのかどうか。あるいは、なぜそういう科学的根拠に基づいて提案したものが、わずか50%、10%で終わったのか。なぜ日本の主張が取り入れてもらえなかったのか。この辺、できれば掘り下げたご説明もお願いしたいと思います。

それと同時に、この結果に対する受け止め方。先ほど説明があったとおり、この12月には各年次会合の合意を得ると。それで確定するということを前提にしても、水産庁としては、期待していた、あるいは見込んでいた増枠だったのかどうか。この辺もお聞かせ願えればと。

さらに、今回のこの科学的根拠に基づいた提案、これを基にして今後どのような提案を進めていくのか。今回2.3倍にも届かない、1.3倍にも届かない、この辺また同じような要望をしていくのか。あるいは、もう一回この根拠に基づいて、さらに増枠ということを国として考えて臨むのか。この辺も併せてお聞かせ願えればと思います。よろしくお願いいたします。

○晝間補佐 ありがとうございます。御質問いただいた件にお答えさせていただきたいと思います。

大きく分けると、恐らく3つぐらいいただいたかと思いますが、まず1点目の、科学的根拠のある主張をしたにもかかわらず、なぜ日本の提案どおりに通らなかったのかという点でございますけれども、おっしゃるとおり、日本としてはきちんと科学的根拠を見た上で、暫定的なものではあるのですが、現在WCPFCで定めている管理のためのルールに従って提案の水準を決めたということでございます。

ご承知のとおり、太平洋クロマグロは一時期資源がかなり低迷したということで、初期資源量の20%を回復の目標に定めてこれまで管理に取り組んできたということでございます。今年行われた資源評価の更新の結果、その20%というのは見事に達成をしたというのが現在地点ということになります。本来であれば、回復をまずさせたら、今後長期的な管

理をどういうふうにしていくのか、管理の目標をどの水準に置いて、その水準に向けてどういう獲り方をしていくのかきちんとルールを決めて、そのルールに従って獲る量を決めていくと。

国内の資源管理の議論にもご参加いただいていると思いますけれども、そういう考え方になっているのですが、現在の太平洋クロマグロについては、そういう長期的な目標や管理ルールの設定までは作業がまだ終わっていない状況にございます。ですので、昨年の年次会合で、資源がとりあえず目標まで回復した後、長期的な目標を定めて、長期的な管理に移行するまでの暫定の管理ルールとして、その初期資源量の20%を60%の確率で下回らないように管理していきましょうという管理ルールを定めています。ですので、その本格的な管理ルールを設定するまでの暫定的な管理ルールに基づいて最大限の増枠をした場合にどうなるかというのを計算してもらって、その中の数字を使ってたどり着いたのが小型魚1.3倍、大型魚2.3倍という日本提案だったということでございます。

そういう意味では、日本の提案というのは、きちんとWCPFCでこれまで議論してきた管理の考え方に基づいて科学者に計算してもらったという意味で、きちんと科学的根拠にのっとっていたということなのではございますけれども、目いっぱい増やした場合ということで計算をしていますので、近年頑張っただけで資源が上がってきたので目いっぱい増枠しましたと。そうすると、また資源が下がってってしまうという将来予測が科学者から示されていた中で議論だったということでございます。

それで、やはり関係国からは、せっかく努力してここまで回復してきたのに、また資源が減ってってしまうような増枠幅にいきなりするというのは賛成できないという意見はかなり強く示されたということでございます。

やはり、これまでの資源管理努力でようやく20%を超えたばかりですので、ここから安定した管理につなげていく必要があるという問題意識があったということと、先ほど説明したとおり、今回日本が使っている管理ルールというのは暫定的なルールとして合意したものであるので、それで目いっぱい増枠するのはやり過ぎではないかといった意見もありました。

あと、他の国際的な措置を見ても、50%というのはかなり大幅な増枠ということもあって、それを超えるような極端に大きい増枠幅というのはなかなか支持できないと。それは科学とは違う話になると思うのですが、そういった意見もあった中で、日本の提案した数字では支持が得られなかったというのが今回の結果だったということでございます。

一方で、小型魚1.1倍、大型魚1.5倍ですら多いと言う国もあって、いろいろ立場に幅がある中で、日本はこのぐらい増やしてもいいと思っていると主張した結果、最終的に小型魚1.1倍、大型魚1.5倍というところで落ち着いたと。落ち着いたと言っているかどうかというのは、皆さんのご評価もあると思うのですけれども、そういう結果だったということでございます。

2点目の、着地点、日本として予測していたような増枠幅だったのかどうかという御質問だったと思うのですが、これは交渉事なので、「我々は、もともとこのぐらいで収まると思っていた」とこの場で申し上げるのは差し控えたいと思います。ただ、今回の会議に当たって、日本が提案した、現行のルールで目いっぱい増やしたときに何トンまで増やせるかというもともとの科学機関の計算とは別に、日本人とアメリカ人が共同議長を務めているのですけれども、共同議長が追加で科学者に将来予測を依頼しており、その将来予測の幅が少ないものから大きいものまであるのですが、その増枠幅であれば、少なくとも資源が再び減ることはないというような幅での将来予測も示されていたので、そういった中で議論がだんだん収束していくというようなことは、各国と事前協議をする中でも何となくみんな考えていたのではないかと思いますところはございました。

3点目は、1点目と併せてお答えしたかと思しますので、以上です。

ありがとうございました。

○参加者 せっかくですから、もう一点だけ。

先ほど説明があった回復目標、20%から60%上げる。それで、60%だと将来予測的に数値が下がっていく。この辺の議論で、例えば今言われた新しい議論も検討中なのか、それとも、それが40だったのか、50になるとか、そういうところまでの議論というのは進んでいるのですか。

○晝間補佐 はい。ありがとうございます。

20%、60%という話が出たのは、回復目標が20%の水準で、60%の確率でそれより上の高さにいるというのが現行の暫定管理ルールになっています。

今御質問いただいたのは、そもそもその20%の回復目標ではなくて、その先の長期的な目標を立てるときに、どういった数字が議論されているのか、そこまで今回議論があったのかという御質問だったと理解をしています。

その点につきましては、今回の会議で具体的にどのぐらいの水準にしようという議論はしていません。ただ、これは、行政官が集まって、じゃあ30%にしよう、いきなり「え

いっ」と決めるものではなくて、やはり科学者の方々に、どのぐらいの目標を置いたときにどんな獲り方ができて、資源はどういうふうに移っていくのかしっかり評価をしてもらわなければいけないことになります。MSE（管理戦略評価）という考え方があるのですが、どういう目標を置いて、どういう獲り方をしていたときに捕れる量がどのぐらい変動するのか、資源はどのぐらい安全を保つことができるのか。いろんな目標とさまざまな目標、いろんなオプションを計算してみて、その性能を評価するというプロセスがあります。

太平洋クロマグロについては、まさに今その評価のプロセスの途上でございまして、管理目標についても具体的に「これ」と決めるのではなく、今使っている回復目標の20%も含めて、そこから幾つかのオプションで増やしたときにどんな管理の仕方になるのか研究者に計算をしてもらっているような状況です。

ですので、来年以降、そういう研究者の方々から評価、計算をしてもらった結果を見ながら具体的な次の目標、次の管理ルールについての議論をしていくことを予定しております。

○**番場補佐** はい。よろしいでしょうか。

その他、御意見、御質問等ありましたら、よろしくお願いいたします。

はい。会場の方、どうぞ。

○**参加者** よろしくお願ひいたします。

科学的根拠に基づいていろいろ査定されていると言われましたけれども、我々にすれば、要するに現場ですよ。私は定置で資源を利用させていただいていますけれども、本当に北海道の定置で、どれだけリリースしているかというのを皆さん把握していないのですよね。これから例えばそういう増枠を主張するにしても、一体日本近海でどのぐらい増えているのか。要するに、数量ですよ。それをまず把握しなかったら、交渉も何にもならないと思うのです。だから、科学的根拠よりも、まず、現場でどれだけ回遊しているのだと。それから始めないと、どこに対しても主義主張できないと思うのです。

だから、漁獲可能量イコールTACですけれども、我々の漁獲可能量というのは、経営ができて、そして生活ができる。それが可能な量だと理解しているのですけれども、水産庁さんが言うTAC、漁獲可能量と我々の漁獲可能量というのは、ちょっと温度差があるような気がします。

だから、そういう現場をね。日本近海、北海道近海、一体どれだけ増えているのか。ほ

んとに年々リリースする量が増えています。それで、どんどん大型化してきています。

恐らく、これは日本全体の数字、それから大臣枠と北海道枠に振り分けられるわけですが、北海道で、私はえりも漁業なのですけれども、大型1.5トンという割り当てです。定置網は、21ヵ統あります。それで、200キロクラスのを7本捕ったら終わりですね。だから、最初に管理委員会ですか、解散しましたけれども、そのとき水産庁の人に申し上げたのですが、こういう不公平な政策を取るのですか、これは早い者勝ちで、捕った者勝ちという政策じゃないですかと。数量がないからそういう形になるのですけれども、できれば、やっぱりこの先も一地区でも浜に不公平が生じないような。そして、我々は混獲ですけれども、全道各地、地域間にしてもそういう不公平のないような、そういうような政策も考えながらやっていただかないと、ほんとに困ります。

そういうことです。

○晝間補佐 ありがとうございます。

まず、最初の定置網の方で、せっかく網に入ったまぐろをリリースするような状況が続いていて、その量が増えているというお話をいただきました。我々も、定置網でそういった苦労があるということはいろいろなところでお話も伺っていますし、認識はしているところです。

このWCPFCの交渉に際しては、日本の定置網で、入ったまぐろを生きたままリリースしているという動画をご提供いただきまして、これまで何年も増枠の議論をする中で関係国に示して、日本は、漁師さんが、せっかく網に入った魚を逃がすということまでして太平洋クロマグロの管理に取り組んでいるのだというのは見せてきたという経緯がございます。そういった努力の積み重ねもあって、関係国も、日本がかなり頑張っている、苦労しているということは理解が積み重なってきて、今回の結果につながってきているという面はあるかと思しますので、その点は言わせていただければと思います。

あと、資源評価につきましては、当然いろいろな漁業での漁獲量その他、資源評価に使えるようなデータはなるべく使わせていただく形でやっているところですが、現行の太平洋クロマグロの資源評価につきましては基本的にはえ縄のCPUEということで、例えば1,000本の針をかけたときにどれだけのまぐろがかかるかというのを歴史的に積み重ねてきたデータがありますので、それを一つの指標として、資源量がどれぐらい増えているかというのを評価してきているということでございます。

研究者とも話さなければいけません、国内で得られている様々な情報を可能な限り資

源評価に反映していくと。また、そういったお声を聞きながら我々も業務に当たっていくということで対応させていただきたいと思います。

あと、国内配分の話もありましたけれど、どうでしょう。

○番場補佐 国内配分の話、不公平感のないような配分をということで、また3番のところで、今どうなっているのかとか、今後のスケジュールを説明した後に御意見をいただく場を設けたいと思いますけれども、今、全国の定置で放流していただいていると思っていますし、漁船漁業であれば、捕らない、あえて行かないとか、都道府県によっては採捕停止が出て、命令として捕ってはいけないということになったり、全国でそういうことが起きている状況だと思っています。

そういうのもあって、仮に増枠した場合にどういう配分をしていくのか、くろまぐろ部会でこれから本格的に検討する前に、今回3番の方で皆さんの御意見をいただきたいと思っています。今いただいた意見は当然記録しますし、承知しましたけれども、その後も3番のところで御意見をいただければと思っていますので、よろしくお願いいたします。

はい。どうぞ。

○参加者 今の2番のことにに関してですけど、たしか太平洋クロマグロの資源管理が強く言われてきたのが平成23年くらいからだと思います。それで、私もずっとこの資源管理に関心を持っていろんな活動をしてきた。B₀20%の話が出たのは、たしか平成25年くらいにその管理の話が出たと記憶しているのですが、当時の水研の方、あと水産庁の内部でも、B₀20%は不可能ではないかという議論が結構あったのです。それが功を奏してというか、17年の多分加入がよかったことから今の資源状態になったと思うのですが、これは水産庁内部あるいは水産研究・教育機構の間で何かそれに対する議論が急に変わってきたというような、話ができる範囲でいいですけど、そういうことはございましたでしょうか。

皆さん多分、「あれっ、当初言っていたのと今言っていることはちょっと違うのではないか」という感覚を持っていると思うのですけれど。

○晝間補佐 ありがとうございます。

多分、当時は資源の状況が初期資源に比べて2%を切るとか切らないとか、そのぐらいの水準だったときの議論だったかと思いますので、皆さん方もそうですし、研究者、水産庁内も違う雰囲気があったのかもしれませんが。当時いなかったのも、当時の雰囲気までは分からないのですが、この太平洋クロマグロの資源評価については2年ごとに基本

的に更新をしてきまして、順調に回復してきて、ここにきて急速に回復の速度を速めて、20%を達成するところまで来たということで、その状況をその当時の将来予測と比較してみると、当時の将来予測というのは決して間違っていないかったと。それより速いスピードで回復する力のある魚だったということだと思います。

その間、水産庁の中で、資源評価は信頼できないというところから信頼できるというふうに変ったようなことは、多分なかったのだと思うのです。それ以上に実際の回復が見せつけてくれたというか、太平洋クロマグロの持っている回復力というのを示してくれたということで、それをもって、改めて資源評価は信頼できるものだったと実感が追いついていったというのが実態に近いのではないかというのが私の感覚です。

○赤塚室長 推進室の赤塚です。

記録を調べれば、当時、私がWCPFCの担当をしていまして、当時の話を思い起こせば、B₀20%の話の前に、晝間が言ったとおり、当時のくろまぐろの資源というのは歴史的に最低水準に近かったと。その中で、資源を再建するというところで、まず最初に何を目的とすべきかということで、B₀20%の話をすると、やはりあのときの状況だとあまりに高い目標だったと。その結果、さらに厳しいものにされるものがあったということです。あの当時の我々が打ち出したのは、多分、歴史的中央値か中間値という言葉になりました。まずその目標を立てた上で、その後の議論の中、その後私、離れてしまったところはありますけれども、まさに晝間の言うとおり、資源評価の部分がございます。

あと、忘れてはいけないのは、WCPFCという国際会議で決まるものでございますので、他の国との議論の状況を踏まえて、それぞれその都度、水産庁の中で最善の情報を基に決断を下した中で、B₀20%というのを打ち出してきたという理解でございます。

○番場補佐 その他、御意見、御質問等ございますでしょうか。

会場の方でなければ、ウェブ参加の方で御意見、御質問等あれば、よろしくお願いいたします。

○ウェブ参加者 日本中の海を見て回って、クロマグロが確実に増えたと実感している最近です。1997年から釣りをしていますけれど、相当増えていると思います。

それで、これだけ増えたのに、遊漁の枠が40トンしかないというのはちょっと疑問に思っているのです。ちなみに、アメリカの場合、太平洋クロマグロの全漁獲の78%がスポーツフィッシングとなっています。ISCの報告を見ると、2022年のスポーツの漁獲は1,367トン、アメリカの全漁獲が1,737トンです。アメリカは今回増枠が決められたのですけれど

も、アメリカの枠が2年分で1,800トンぐらいですか。ということは、1年の枠が850トン～900トンぐらいですね。これは大幅にオーバーしているのですが、この辺が一つの疑問です。

それと、日本の枠で遊漁枠というのはいないですよ。留保枠の一部を遊漁に回すというのが現行なのですが、やっぱり遊漁者人口や地方の経済効果とか考えたら、遊漁枠をちゃんと設けるべきだと思います。それで、遊漁の経済効果というのも水産庁は全然計算していないですが、ざっと私が計算したら、遊漁の経済効果というのは全国で500億円以上あると思うのです。枠が増えれば、それは当然さらに増えます。その辺を水産庁はどう考えているのか。

まず、アメリカの枠が大幅に超えているということと、アメリカはどうやって規制しているのか。アメリカに聞いたら、1人1日2匹というバッグリミットは設けているけれども、枠は設けていない。そして、アメリカのスポーツフィッシングはシーズン中に採捕中止になったことは、私が調べた限り、ここ数年で一度もありません。

それと、どういう科学的根拠で日本の枠を40トンと決めたのか教えてください。

以上です。

○晝間補佐 ありがとうございます。

まず私の方から、アメリカを含む東側の遊漁の管理について説明します。

東側の管理になりますので、WCPFCではなくIATTCの措置の話になりますけれども、IATTCの側は、先ほど説明した漁獲上限という数字の形での制限というのは商業漁業の方にかかっています。ですので、商業漁業についてアメリカ何トンというのが今お示ししている数字ということになります。

ただ、IATTCの措置の方もスポーツフィッシングについては何をしてもいいという話にはなっておらず、措置の中に、それぞれの国がスポーツ漁業によるクロマグロの漁業を商業漁業と同等な形で管理をする。過去は「減らす」という文言だったのですが、商業漁業と同様に管理を行うというような文の形でIATTCの措置は講じられていることになります。その上で、アメリカの管理については、先ほどおっしゃっていましたが、バッグリミットとか、そういった国内の遊漁の管理を行っているというふうに理解をしています。

これは、管理の方の話です。

○番場補佐 配分の方は、まず遊漁枠を設けるべきだろうという御意見だと思いますが

ども、そこは、まずは枠というよりも、遊漁の方をどのように管理していくかというお話になるかと思います。

水産庁の方で定めている新たなロードマップの中でも、遊漁の中でもくろまぐろはくろまぐろで出して、今後管理の高度化を推進していくと。それで、届出制の導入等も検討するという事を今ロードマップの中に書き込んで検討していこうということを打ち出しているところです。これらの管理の在り方の議論の状況も踏まえつつ、まず遊漁枠というのが設けられるのかどうかも含めて検討をこれから進めていくことになろうかと思います。

それから、40トンの根拠ですけれども、これは科学的なものに基づくものではありません。もともと、くろまぐろを含め、遊漁でどれぐらいの魚が捕られているのか正確に把握できていないという現状がありました。くろまぐろについていえば、3年前か4年前から遊漁についても管理をしていこうということで、最初、1年間に5トンあればくろまぐろ遊漁は十分だろうという認識で、管理をスタートしたところですが、すぐに10トンぐらいの漁獲が上がってきて、それでは全く足りない状況となりました。その後、40トンという枠を翌年から設けて管理をしているわけですが、今、留保が100トンと決まっている中で、その中から遊漁に充てられる数量というのがもう40トン以上出せないという判断から、40トンを今出しているというような状況になっております。

100トンのうち少なくとも50トンは、その他の漁業の方の超過ですとか日本全体の超過リスクということで最低限必要だろうというところと、あとは科学調査、大学その他研究機関の調査の枠として10トンくらいを充当しています。この残りとしては40トンしかないということで、充てられる数量の限界として今、遊漁の方に40トンということで管理をしているような状況になっております。

○ウェブ参加者 すみません。最後に、もう少しいいですか。

○番場補佐 はい。どうぞ。よろしくお願いします。

○ウェブ参加者 要するに、アメリカの2022年の、これはちゃんとISCの資料の中に入っているのですが、1,367トン、スポーツフィッシングは漁獲しているということに対しては、説明はできないわけですね。

それと、遊漁枠というのは今後つくる方向ですね。私もICCATとかいろんなところを調べたら、アメリカの太平洋側は全漁獲の78%がスポーツフィッシング、大西洋側は全漁獲の約60%がスポーツフィッシングになっています。そして、ヨーロッパ、東部大西洋の方は、全漁獲の中でスポーツフィッシングが占めるのが約2.5%ぐらいです。

日本は、現行の40トンだと全漁獲のたったの0.3%なのです。日本は、公開している国のスポーツ枠、遊漁枠の中で断トツに少ないのです。それと、4月も6月も7月も、わずか5日ぐらいで採捕禁止になってしまうのです。ですから、釣り船も大変苦しいし、旅館もキャンセルがいっぱい来るし、コンビニとかガソリンスタンドとか居酒屋さんに直接聞いても、採捕禁止はとても痛いと言っていますよね。その辺の地方経済について、水産庁は全く考えていないのでしょうか。

以上です。

○番場補佐 はい。ありがとうございます。

多分3番の方でいただくような御意見だと思いますけれども、そういった御意見も踏まえて、枠もそうですし、くろまぐろ遊漁の管理について今後も検討していきたいと思います。

その他、いかがでしょうか。

ウェブの方も、その他よろしいでしょうか。

そうしたら、議題の3に入る前に、10分程度休憩を挟ませていただければと思います。

あちらの時計で3時45分まで休憩とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

〔 休 憩 〕

○番場補佐 それでは、引き続き議題の3、「国内配分に関する今後の検討スケジュールについて」ということで、まずは説明をさせていただきたいと思います。

改めまして、資源管理推進室の番場です。よろしくお願いいたします。

資料は、10ページを御覧ください。

「3-1. 今後の検討スケジュール」についてということで、冒頭、赤塚の方からも説明させていただきましたが、今後、国内配分については、くろまぐろが増枠された場合ということで、増枠自体はまだ決まっていませんけれども、並行して水産政策審議会資源管理分科会の下に設置された「くろまぐろ部会」を今後開催して、配分の考え方を検討していくこととしております。

具体的なスケジュールを載せておりますが、2024年8月、今月ですが、ブロック説明会を全国5か所で開催しまして、北小委員会の結果を踏まえて国内配分について意見をいた

だくことを想定しております。

8月中に5か所で説明をして、意見をいただいた後、9月以降くろまぐろ部会を開催して配分の考え方を検討していきたいと思っております。今のところ、全部で3回程度の開催を考えています。

その後、11月28日～12月3日にW C P F C年次会合が開催されまして、来年の増枠がどうなるか、保存管理措置が決定されます。その決定を受けて、その後、12月上旬にT A C意見交換会、資源管理分科会への諮問を経て、2025年の配分を決定するというスケジュールとなっております。

決定後、2025年1月からすぐに大臣管理の方は令和7管理年度の漁獲が開始されますし、都道府県の方については4月から令和7管理年度が開始されるというような状況となっております。

繰り返しになりますが、これらのスケジュールを踏まえて、この8月、それから今日のブロック説明会で皆様から意見をいただければと思っております。

意見をいただくに当たって、今の配分が、「3－2.」にございますとおり、大型魚を15%増枠したことを踏まえて今現在に至っていますので、令和4管理年度以降の配分の考え方となっておりますけれども、現在の配分の考え方を簡単に説明させていただきますと、まずは表の向かって一番左側、基本的考え方としては、国内配分についてもW C P F C基準年、2002-2004年を基本として、近年の漁獲実績を勘案して配分するものとし、配慮すべき事項は留保から配分するというのが今の配分の基本的な考え方となっております。

それから、かつお・まぐろ漁業及びかじき等流し網漁業等については、令和4管理年度以降はW C P F C基準年の平均漁獲実績の数量以上の配分とするものとするというのがございます。これは、15%増枠されたときに、それまでの配分が2002-2004年と比べると、かつお・まぐろ漁業及びかじき等流し網等だけ非常に少ない数量となっておりますので、それを基準年以上のものにすべきというものでございます。

それから、都道府県ごとの配分についての考え方、今どうなっているのかといいますと、まず小型魚につきましては2010-2012年の漁獲実績が基準となっております。漁獲規制が始まる前の年ということでこちらが採用されておりました、大型魚につきましては2015-2017年の年度の漁獲実績を基準として都道府県ごとの配分が行われているような状況となっております。

この他、後ほど説明しますが、沿岸への配慮とか様々なものがあって、数字自体

はいろいろ変わってきておりますけれども、今の配分の考え方の基礎となっているのは、小型魚は2010-2012年、大型魚については2015-2017年が基準になっているというものでございます。

配慮すべき事項につきましては、小型魚については、まず留保自体は100トン程度を国が保持するという考え方となっております。

それから、小型魚から大型業に振り替える場合に、1.47倍で振り替えられると。これも令和4管理年度以降から採用されたもので、この1.47倍のメリットを享受するために日本全体として振替量400トン以上を目指すということが記載されておまして、これに基づいて、400トン以上を令和4年以降振り替えているというような状況になっております。

留保ですが、令和3管理年度までは小型魚250トン程度の留保を持っていたけれども、これを100トンに減らすということで、減らした分については沿岸漁業へ配慮し配分するというのが今の考え方の中には記載されております。

大型魚についても、漁獲状況を勘案して、留保から沿岸漁業に対して上乗せ配分を行うということ。それから、小型魚は平均漁獲実績というのが考え方のベースになっておりますけれども、大型魚については平均ではなくて、都道府県の最大漁獲実績等を勘案して当初に上乗せ配分するというようなことがありまして、基本的に大型魚の方は最大漁獲実績というのが重視されている状況にございます。

その他、漁獲管理が難しい都道府県に対して一定の数量を上乗せ配分するというもの。混獲が想定される漁業種類（かじき等流し網漁業）についても一定の数量を当初に上乗せ配分するというので、かじき等流し網とか管理が難しい管理区分について当初上乗せ配分するというような考え方が記載されております。

それから、小型魚と同様に、国が留保する数量というのは大型魚も100トン程度保持するというのが現在の考え方となっているところです。

配慮すべき事項のもう一つとして、「資源評価に用いるデータへの配慮」というのが項目としてございまして、どういうものが想定されているかというと、まずは、ひき縄漁業です。ひき縄漁業に対して、データの精度を担保するために上乗せ配分をするということで、こちらを行っております。

その他、資源の増大等によりデータの収集のために配分した数量が不十分な場合は、必要な数量を留保から追加配分することができるという考え方が記載されております。ただ、ここ数年はこの考え方に基づく留保からの追加配分というのは実態としては行っていない

のですけれども、こういうことが記載されております。

それから、「未利用分の繰越しの取扱い」ということで、繰越しについての規定がどうなっているかといいますと、繰越し分に係る留保を配分する際には、漁法の特性に起因する事項、具体的には混獲回避等への配慮、それから資源評価に用いるデータの収集への配慮を行うというのを基本的な考え方としておりまして、実態としましても、これを基に、繰越しに当たって留保からの追加配分というのは小型魚、大型魚とも沿岸漁業を優先して配分するというようになっております。

具体的に実態としてどうなっているかということ、未利用分のうち10%分はそれぞれの管理区分ごとに繰り越せることにしておりまして、それ以上余った分は一旦留保に繰り入れて、日本全体としては17%まで繰り越せるということになっておりますので、その差分、残った分については一旦留保に繰り入れて、沿岸漁業の方に小型魚、大型魚とも追加配分をするということになっております。

簡単ではございますが、これが令和6管理年度までの配分の考え方となっております。

12ページを御覧いただきたいと思いますけれども、「3-3. これまでの国内配分の変遷」ということで、数字を載せております。上が小型魚、下が大型魚となっておりまして、向かって左側から、漁業種類、「a」がWCPFCの基準となっている漁獲実績で、2002-2004年の平均漁獲実績の2分の1の数量を載せております。その隣に、「基礎的な配分」ということで2019年の配分を載せております。法律に基づく数量管理、くろまぐろについては2018年から始まっていますが、当初この配分の考え方というのはなくて、2018年に初めて取りまとめられまして、2019年の管理から適用されておりますので、ここに2019年の配分を載せております。次に、「令和6管理年度の基礎的な配分」ということで、令和4年以降、先ほど説明しました考え方に基づく配分の数字を載せております。一番右がaとbの比較、どれぐらい増えたか表した数字になっております。

続いて、13ページを御覧ください。「3-4.」、これから配分の考え方を見直し、検討していくに当たって議論が想定される主な事項ということで、基本的にはくろまぐろ部会でこういったものも整理されて議論されていくこととなりますけれども、ここで御意見などいただくに当たって参考に載せております。

まず1つ目は、配分基礎です。現状ではどうなっているかということ、WCPFCの基準年2002-2004年を基本としております。

それから、配慮すべき事項。現状では、沿岸への配慮、漁法の特性に起因する事項（混

獲回避等)、それから資源評価に用いるデータ収集への配慮が記載されております。

繰越しルールにつきましても、今ほど説明いたしましたが、現状では各管理区分ごとの繰越しは10%を上限としております。残りは留保へ繰り入れた上で、沿岸漁業へ配分するというのが現状となっております。

続いて、国の留保ですけれども、現状では小型魚、大型魚とも100トン程度を留保しております。先ほど議題2のところでも御意見いただきましたけれども、そのうち、大型魚は40トン程度で国内の遊漁管理に対応しているというような状況となっております。

最後ですけれども、小型魚から大型魚への転換対策や振替規定をどうするかというのも議論になるだろうということで記載しております。現状では、考え方の中には、我が国全体で振替量400トン以上を目指すということで記載されております。

これら以外でも結構ですけれども、これから御意見をいただければと思っております。

それから、参考として下に現在の「配分の考え方」を書いてあります。

最後に、「増枠時の対応」というのを参考に載せております。

読み上げますと、「具体的な増枠時の配分は、増枠時点での資源の状況、国際情勢、混獲回避技術の向上等の技術開発の進捗状況により決めるべきではあるが、その際には過去の漁獲実績を考慮しつつ、混獲回避を行うなど漁獲枠管理の負担の大きい漁業者や獲り控えた都道府県、漁業等に対して配慮することを検討すべきである」という一文がございまして、当然くろまぐろ部会では、今書かれているものも含めて配分の考え方を今後検討していくことになろうかと思っております。

簡単ではございますが、私からの説明は以上となります。

皆様、御意見、御質問等あれば、よろしくお願いいたします。

先に、会場の方から。

○参加者 先月の国際会議、大変ご苦労さまでした。

日本は多分劣勢だったのでしょうかけれど、期待していた大型50%、小型10%の増枠の合意を勝ち取りました。大変うれしく思います。長く待ち望んでいた本格的な増枠で、よくやってくれたと思います。ほんとにありがとうございます。

今回の増枠は、沿岸業業者のためだと思います。今日の説明の中では配分はこれからとのことなので、大型魚の大臣管理漁業と沿岸の比率を平等にしていきたい。増枠できる2,800トンをうまく使って、沿岸と大臣漁業を平らにしてもらいたいのです。そして、小型魚の増枠分、これは沿岸漁業にいただきたいと思います。定置漁業で、小型魚で商売を

している人はいっぱいいます。調整をするのは大変だと思いますが、何とかお願いしたい
と思います。そうすると一層沿岸漁民は資源管理に真摯に取り組むことができると思いま
すので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○**番場補佐** はい。ありがとうございます。

すみません。ちょっと確認させていただくと、比率を同じにしてほしいというのは大型
魚についてのお話ということですね。

○**参加者** はい。

○**番場補佐** それで、数量として同じにしてほしいということですか。

○**参加者** そうです。

○**番場補佐** 出来上がりの数字として。

○**参加者** 分ける比率ではなくて、今回の分け方で凸凹が平らになるように。

○**番場補佐** 分かりました。ありがとうございます。

○**参加者** まずは、今日このような会議を開いていただいて、ありがとうございます。で
きれば、増枠が行われる、行われずに関わらずコンスタントに開いていただければ非常
に助かります。

配分についての意見としては、先ほどの方もそうですけれど、真っ平らにしてくれとか、
全量沿岸にしてくれとか、恐らくそっちの方面でいくのだろうと思いますし、僕自身も沿
岸の比率が最初の配分はちょっと不公平感があったのではないかとこのころはあるので、
増枠分はできれば全量沿岸に回していただいて、不公平感の是正に努めていただければと
思うのですけれど、ちょっと技術的にといいますか、今後のスケジュールに関わる質問な
のですが、1つは、今後、水政審のくろまぐろ部会に恐らくこの意見がかかっていくか
と思うのですけれども、具体的に今のような意見が沿岸からたくさん出た場合に、重複する
質問というのは委員の方たちに全て届けられるのか、それとも重複質問は1つとして重ね
られてしまうのか。その辺ちょっとお聞きしたいのと、あと、配分の根拠、沿岸に回して
くれという意味での根拠なのですけれども、先般行われたW C P F C 北小委での韓国の提
案の中に「あっ、これは」と思うところがあったのですが、我々は資源の枯渇に関与して
いないところを主張しての大幅な増枠があったと伺っておりますけれども、その辺
でいうのであれば、どの漁法が悪いとかそういう話ではないのですが、漁獲圧をかけてい
た、いないというところは増枠に際して配分される場合にはかなり考慮されるべきかなと

個人的に思っておりますので、その2点質問いたします。

○**番場補佐** まず、1つ目なのですが、くろまぐろ部会に上げるときには、現状5か所で意見をいただいて、それらをまとめて、こういうものがありましたということで出そうと、少なくとも担当者としては思っております。

ただ、一方で、今回の会議もそうですけれど、全部、議事録、速記を残して、後々掲載をすることにはしております、どういう意見が出たのかというのは分かるようにしていきたいと思っています。

それで、多分、出た意見が無視されるのではないかと、そういう心配をされているのだと思いますけれども、さすがに全部これ読んでくださいというのはくろまぐろ部会の議論の中では難しいので、ある程度取りまとめさせていただきたいと思いますが、公表はしますし、くろまぐろ部会に参考としてその議事録をつけるべきかどうかというのは一つ考え方としてはあると思うのですが、できるかできないか今すぐはお答えできませんけれども、意見としていただいて、ちょっと検討してみたいと思います。

2つ目については、御意見としていただきたいと思います。ありがとうございます。

○**参加者** すみません。1点目の方なのですが、なぜそういうふうに思うのか。まさにおっしゃるとおりの心配をしているのですが、過去に全国会議などで発言したことを、当時の水産庁の担当の方々が、「いや、これは水政審にかけるので」という回答で、水政審の議事録を見ても掲載されていないことや担当者からの説明がなされていないという場面がかなりあったので、その部分で、今回は恐らく沿岸からかなりの数、同じような意見が出ると思うので、その点1つにまとめられてしまうとちょっとというところです。

これも、意見として受け止めていただければと思います。

○**番場補佐** 分かりました。ありがとうございます。

続きまして、まずこちらから。

○**参加者** また同じ質問になりますけれども、私も大臣管理と知事管理の配分の差、これを解消して、同程度にしてほしいということで、資料の「3-3.」を見ると、今度は大型が50%増で2,807トン増、そして小型が10%増枠で400トンの増ということになります。ただ、令和6管理年度の基礎的な配分を見ますと、大臣管理の方が4,820トン、そして都道府県が1,746トンになると思います。単純に計算すると、この差で約3,070トンという数字にはなるのですが、そういうことを考えると、大型の増枠分を埋めていってもこの格差が埋まらないということになります。できれば、単純な試算で考えると、大型魚の増分、この

75%は沿岸に、そして小型は、先ほど意見が出ているとおり、全量沿岸に。こういうことになる、おおむね同程度になるのかなと。

例えばこの配分については、水産庁としてどのように対応していくのか。ここが、やはり水政審にかけるにしても、水産庁側の考え方がじっくり検討されてかかるということで我々も考えています。我々沿岸の要望がのめるような、ある程度同程度になるような、そういう具体的な案を提示してもらいたい。こんな考え方でおります。

配分については、以上です。

○番場補佐 はい。ありがとうございます。

これも確認をさせていただくと、3,070トン差があるのだけれども、増枠分は、75%にすると小型魚、大型魚合わせて同程度になると。

○参加者 大型は50%増えて、2,800トンぐらい増えますよね。

○番場補佐 はい。

○参加者 小型は10%増枠で、400トン増えますよね。

○番場補佐 はい。

○参加者 それで、この6年度の数字を見ると、大型魚でいうと、大臣管理の方は大中型まき網、かじき、かつお・まぐろ、これを合わせて4,820トン。それで、沿岸は1,746トン。

○番場補佐 はい。

○参加者 これ、差し引きすると3,074トンという数字になるので、大型の増分が全部沿岸に來ても足りないよねという話。

○番場補佐 足りないのですが、75%というのが小型の増枠と大型魚。

○参加者 大型75%と小型の全量を都道府県の方に回してもらえれば、大体同じぐらいになるのではないかと。

○番場補佐 分かりました。「同じぐらい」というのは、小型魚と大型魚の合計の数字として同じぐらいになるということ。

○参加者 単純に計算するとそうなるので、その辺で妥協案を提示してもらって、水政審で了解を取ってもらいたい。

○番場補佐 ありがとうございます。理解できました。御意見として賜ります。

その他、お願いいたします。

○参加者

まずもって、先般のWCPFCの会議で漁獲を上乗せしていただいたということに対し

ては、心から感謝を申し上げます。我々沿岸漁業者にとって、それぞれの方々が発言されたとおり、当初の漁獲規制を始めたときの、その過去の実績をもって漁獲枠を配分されたわけですね。それを、今回この枠は50%上乘せになるということについて、過去の配分方法を全くゼロにした形でやってもらえれば、皆さんが言うように5対5の同じくらいの漁獲配分になるのかなというふうには捉えています。でも、それはやっぱり虫がよ過ぎるのかなという気もしないでもない。

でも、やはり我々沿岸漁業者としては、釣りであれ、定置漁業であれ、特に定置漁業の場合は、網に入ったものを、わずか200キロか300キロの漁獲枠しかなくて、その後全部放流しているわけです。そういった数字というのは、皆さんはつかんでいるのだろうと思っています。ですから、その辺も考慮に入れてもらえれば、まき網と沿岸との漁獲配分というのはおのずと五分五分ぐらいになっているのかなというふうに思うのです。

ですから、その辺を十分考慮していただいて、沿岸漁業者が今日まで苦しんできたその思いを、ひとつ今回は水産庁の皆さんに力を貸してもらいたいということだけお伝えします。

○**番場補佐** はい。ありがとうございます。

その他。

○**参加者** 配分に関しては、ちょっと生臭い話になりますが、そもそも論、ちょっとここで言うのはどうかと思いますけれど、2002-2004年の基準というので、この話が出たときに、なぜ大中まき網と沿岸がこれだけ近い数字で分けられたのかという、そういう議論を随分したと思いますが、そもそも沿岸漁業者が当時猛烈に反対したのは、やはり国際基準にのっとった考え方を水産庁が示していなかったということなのです。

国連の海洋法、あるいは1995年のF A Oの「責任ある漁業のための行動規範」というのがありますよね。それに準拠した形で、これだけ厳しい規制を沿岸に強いたわけですから、当然、太平洋クロマグロで規制を始める前にI C C A Tでやりましたよね。あのときは、やっぱりまき網は最終的には3割くらいまでたしか落としたはずなのです。そして、随分沿岸に配慮された形でその規制というのはなされて、あそこもやっぱり見事に復活しましたよね。その後にやった太平洋クロマグロ、我が国が中心になってやったわけですが、沿岸はほんとに泣きの涙で今まで我慢してきたと。

それで、今回この配分に当たって、やはり水産庁の中でも、次に増枠になったときは沿岸にこれは配慮しなきゃならないという意見も個人的にはいろいろ聞きました。でも、今

回これだけ増えたというのは、さっき定置の方も言っていましたけれど、やはり涙を流してリリースしているという、そういう方がいっぱい全国にいます。

私は、全国沿岸漁民連の共同代表をやっています。それで、この会議に当たる前に全国会議をやって、南は沖縄の石垣の方からずっと意見をまとめてきましたけれど、皆さん同様に、今回がチャンスだと。今回やってくれないのだったら、国に見放されたものとしてみんな見るだろうというような、そういう厳しい意見も出ていました。

どうぞ、今回の配分に当たっては、その辺を十分考慮に入れた配分をしていただきたい。水政審にもそのように働きかけてほしいと思います。

○**番場補佐** はい。ありがとうございます。

そしたら、奥の方。

○**参加者** 私、漁師をやっております。もう50年間、まぐろ釣り一筋にやっております。

我がしゃこたんの承認を取っている船は47隻。その中で、去年までわずか1トン、1人当たりのトン数にすると20キロ。どうやって生活するのか。私、TAC委員をやっている結果、漁師の方からいろいろと苦情を受けるわけです。やはりね、もう少し沿岸の漁民の方々のことを考えて、公平にね。今回はいい機会だと私は思います。いい機会なので、やはり公平に。1人当たり20キロでもって、単価がキロ1,000円ぐらいだったら、どうやって生活するんですか。それで、まぐろの管理だ管理だって言ったって、誰がそんなまともに話が聞けますか。

それと、もう一つ。石狩湾、後志管内のプレジャーボートがあまりにも多過ぎる。みんなどんどんどんどん魚を捕っている。漁師は横目で見て、何にも言えない。こんな情けない話、どうするんですか。何か知らないけれど、かつこのいい話ばかりしたって駄目なんだ、やっぱり。もうちょっと真剣になって、漁師がどういう思いでもって生活しているかということを水産庁の皆さんも考えていただきたいと思います。いかがですか。

言いたいことはたくさんあるのですが、もう少し今後の漁獲そのものがやはり成り立つような形にするためには。私ね、いつも思うんですけれども、つい最近ですが、まぐろも、やはり30キロぐらいのが続きましたよ。卵が入っているんだよ。白子も入っている、雄は。だから、そういう状況で、やっぱり産卵期のまぐろをどういうふうに扱えば一番有効的なのか。

これ、まき網でもって規制かけてからどんどん増えましたよ。今も、我が海岸にはまぐろはもう余っているぐらい。そういう状況です。だけれども、やはり規制があるために、

涙をのんで、獲るまぐろを捕らないで我慢している。そういうことも含んで、やはり増枠という中身の中で、もう少し零細の漁民に生活の命をください。お願いします。

以上です。(拍手)

○**番場補佐** はい。ありがとうございます。いただいた御意見も含めて検討させていただきたいと思います。

1点、そのプレジャーボートの件ですけれども、不勉強で申し訳ないのですが、多過ぎるというのは、くろまぐろ遊漁のプレジャーボートが多いというよりは、全体にということですかね。

○**参加者** はい。

○**番場補佐** はい。すみません。承知しました。ありがとうございます。

(「いや。まぐろです、まぐろ」の声あり)

○**番場補佐** クロマグロのプレジャーボートが多いという。

はい。ありがとうございます。

私の勉強不足で恐縮なのですが、一応採捕禁止とかやっている中、くろまぐろの遊漁のプレジャーボートが多過ぎることでの問題というのは、どの辺が問題と捉えていらっしゃるのか、教えていただけるとありがたいです。

○**参加者** 問題というのは、漁師の目の前に釣ってきたまぐろをぶら下げて。北海道条例では、たしかトローリングは禁止になっているはずですね。プレジャーボートの場合は。だから、それを全然無視して、どんどん引っ張って、我々の目の前を横切って、やはり大きいまぐろを捕っていますよ。そういう状況です。

妬むわけではないのだけれども、漁師が涙をのんで、獲りたくても捕れないまぐろを目の前でもってそうやってさらわれたら、漁師の気持ちはどうですか。それだけの規制を受けているわけですよ、漁師は。だから、そういうことをね。行政サイドでもって法律だのへちまなのって言っているけれども、実際には何もやってないじゃないかという話が聞こえてきますよ。だから、管理体制も確かに大事だけれども、どのような管理体制をしているのか全然こちらの方も分からない。そういう流れですよ。

だから、1回、全道のそういう沿岸のプレジャーボートでもってそういうことをやっている人達にもうちちょっと目を光らせたらどうですか。目を光らせるだけじゃなくて、40トンという報告をしなさいと。捕ったものについては、30キロ以上だったら報告しなさいと言って、誰があんた、ばかでもあるまいし、報告なんかするわけないでしょう。そういう

ような状況なんですよ。

だから、それはね、やっぱりうち辺りの地域にも随分ボートを置いて、そうやって毎日商売みたくしてる人が結構いますよ。これは後志全体の問題ばかりじゃなくて、全道一円だと私思いますよ。

だから、やはり規制するのであれば、規制するなりのそういう対応をきちっとしてもらいたい。話だけで、実際に見て見ぬふりしなきゃならない、そういうような状況では困りますよ。

分かりました？

○番場補佐 はい。分かりました。ありがとうございます。

プレジャーボートの数ではなくて、違反とか疑わしいもの、それからルールを守っていないのではないかとこのところが多過ぎるという御意見だと理解しました。

それから、全く何もやっていないわけではないのですけれども、我々や道庁さんも含め、疑わしいもの、情報が入った場合にはなるべく確認するようにするという、それは少しずつ今力を入れ始めてはおりますけれども、まだまだ不十分だという御意見だと理解しました。ありがとうございます。

○参加者 だからね、漁師の人達は徹底して、やっぱりね、こういう会議を持って、急がしい時間を割いて参画してもらって、いろんな話を聞くわけです。そして、来られない漁師の方々にそれなりの話をするわけですよ。なおさらそういう面では、一体何やってんだというような話が聞こえてくるのです。ですから、その辺を、やはりもうちょっとお役人の方々は考えていただきたいなと。そう思います。

以上です。ありがとうございました。

○番場補佐 はい。ありがとうございました。

そしたら、真ん中の奥の方、先をお願いします。

○参加者 言いたいことは、さっき何人かしゃべっている漁師さんとおんなじ意見なんだわ。みんなここにいる人達は、やっぱり生活あるし、後継者はいるし、俺も中学生、高校生の後継者がいるの。この4年前から、息子たちが学校に理由があって行かなかったりという中で、このまぐろ漁がすごい好きで好きで船に乗ってるわけさ。して、大間に行って、血抜きだとか、神経締めだとか、大人でもない子供がだよ、ノート持って、真剣にメモして、沖でそうやって処理するわけ。その思い分かる？ して、父さん、いつか200キロ、300キロのまぐろになるよねって言って、大型にならない、せっかく血抜きして、ツボ抜きし

て、26キロ切れたまぐろをぼーんて海さ投げるんだわ。それ、ずーっと見てるんだ、息子方。

これ、ほんとにさ、沿岸にこのトン数くれないと我々は困る。まぐろばかり増えて、沿岸の人方潰れていってしまうよ。水産庁の方々、沿岸にくれるふうに何とかよろしく頼みます。

以上です。

○番場補佐 はい。ありがとうございます。

続いて、右奥の方。

○参加者 私の地域は根室管内の漁業なのですが、まず配慮すべき事項と、それから繰越しルールについて質問させてください。

配慮すべき事項の中で、データを資源評価に用いるというところがありますが、科学的データと言いますが、やはり定置漁業は沿岸に毎日入っていて、毎日漁獲報告を上げる、そういうデータが残っていくという漁業でございます。その中で、先ほど、1000本の針に何本かかるかが科学的調査の一環だというお話をいただきましたけれども、根室管内やオホーツク管内でそういうふうな調査を行っているのかどうか。そこのところもご配慮いただきたいと思います。

それから、繰越しルールなのですが、北海道の定置漁業におきましても、私たちサケ定置の場合は5月～11月でほぼ漁期を満了してしまうと。ただ、北海道の中にも一年中定置を設定して漁業しているところもあります。その中で、秋サケ定置の場合、6か月、7か月の中でまぐろを漁獲して、留保枠が残った場合、次年分に繰越しというのは、これは道内一斉の繰越し枠の中に入るのか。それとも、6か月、7か月だけやっている定置漁業者の枠の中で受け止められるのか。そこの部分をちょっとお尋ねしたいです。

○番場補佐 はい。ありがとうございます。

繰越しルールのところですが、全体としては、例えば北海道さんでいうと、北海道の枠の10%までを北海道から北海道に繰り越せるということになっています。全体としてのルールはそうなっていて、北海道の中の管理でどうなっているのかというのは、すみません、私は詳しいことは分からないのですが、例えば、北海道さんの中でも幾つか管理区分を分けていた場合に、必ずしも北海道さんの中の内訳でそれぞれ10%繰り越したものは繰り越せるとしているわけではないのです。あくまでも北海道さんの枠の10%までは次に持っていけますよというルールになっています。

○参加者 各地域に任せるとのことですね。

○番場補佐 そうですね。

○参加者 分かりました。

あと、配慮すべき部分のデータなのですが、羅臼漁協辺りは野帳というのをここ何年もつけているのですが、その部分に対しては水産庁の方では押さえているのですか。

まぐろの漁獲報告を、今日漁獲したまぐろが、何キロくらいのサイズを何匹放流しましたということで振興局の方に報告しているのですが、それは全体として水産庁でいち早く押さえているのかどうか。

○参加者 北海道庁です。ちょっと補足させてもらってもよろしいですか。

恐らく今のお話は、北海道が単独で実施している管理委員会という組織がありまして、その中で実施している操業日誌のことなのだろうと思っております。TAC導入当初は、国からの指導もありながらそういった日誌をつけてきた。今もそういった日誌をつけているという状況でございます。

もう一つは、混獲回避支援事業などにそういった日誌を提出するということがありますので、そういった面で水産庁の方も一部把握している部分はあるかと思っております。

○番場補佐 こちらにいただいている支援実績の根拠としての野帳ですね。何匹いつ放流したかというのは、支援事業を受けていただいている方には出していただいているのですが、日本全体の義務として皆さんに放流数を報告してくださいということにはなっていない状況です。あくまで支援事業をしていただく方、しかも上限が100万円となっていて、1年間全部を出していただいているかどうかもちっと分からないというものとして、今、野帳はいただいているところですが、それが資源評価に使われているかどうか。私の認識では、多分使われていなかったと思うのですが、ちょっと自信がありませんので、確認をして、また改めて回答させていただければと思います。

これは、回答方法は、どうしたらよろしいですか。道庁経由で大丈夫ですか。

○参加者 北海道の方に回答していただいて、報告していただければと思っております。

○番場補佐 はい。

○参加者 北海道、よろしくお願いします。

○番場補佐 ありがとうございます。承知しました。

その他、いかがでしょうか。

では、真ん中の方。

○参加者 時間もありませんので、一挙に質問させていただきたいと思います。

まず、資料の「3-4.」、配分の考え方の見直し議論をされているという事項について、上から順を追って質問したいと思います。

まず、このWCPFCの基準年2002-2004年、考えてみますと、これがまさに大中型まき網漁業が威勢を振るって、大量に漁獲されている時代のもではなかったか。これが原因で資源が減少したということで、沿岸漁業者が大きな影響を受けていたということだったと思います。

それで、やはりこの配分を、基準年としていつまでこれを使うのか。沿岸側からすると、非常に不平等な話をとうとうこの先もやっていくのか。こんな考え方を実は持っています。

そもそもこの基準年の見直しを、もう行ってもいいのではないかな。そうすると、先ほど来話が出ている回復目標を達成してきたということなので、2021-2023年、この3年間で基準年として見直す。一番直近のもの、当然まぐろの資源も回復してきた、ここを活用してはどうだろうかという考え方があります。

その辺につきましては、もともと多く漁獲実績を増やしている中で水揚げを重ねてきたまき網漁業については漁獲量のシェアを50%程度に換算し直すということで、最大限、先ほどから出ている沿岸に配慮した考え方を、こういう管理目標を達成した基準年というところから見直していけないのかなと。できれば、水産庁できちんと考え方を示してもらいたい。

これが1つ、沿岸としての配分の基礎に関わる意見でございます。

それから、配慮すべき事項につきましては、「3-2.」のところで説明しておりましたが、資源評価に用いるデータへの配慮ということで、説明の中では、実際は書かれているのだけれど、ほとんど使っていないという説明だったと思います。それで、もう使われていないのであれば、ここを配慮する必要性というのがあるのかどうか。これも、ただ絵に描いた餅であれば、この際削除して。そういう必要性というのがないのかどうか。この辺もきちんと検討してもらいたいと思います。

それから、先ほど出ていた繰越しルールですね。17%繰越しして、その10%を管理区分ごとに分配して、7%は沿岸に配分するということなのですけれども、それは、これまでは非常に沿岸に対しても配慮していただいたのは感じて、理解もしていますし、感謝しているところでございますが、消化率が高まれば高まるほど、この沿岸の数字というのはど

んどん減っていくことになります。

それで、最近の漁獲報告をいろいろ調べてみると、小型魚は逆に漁獲を抑制しているため、9割に満たない、そんな状況かと思っています。逆に大型魚の来遊がこれまでになく順調で、近年、消化率が高まってきている。それだけ漁獲量が増えてきたという状況にございます。これが、現状に今後合っていくのかどうか。

というのは、消化率が高まれば高まるほど、この繰越しルール自体必要なのかどうかという議論も出てきますし、消化率が高まっていけば、この沿岸へ7%優先して配分されてきたもの自体が減少していくという傾向にあると思います。

そんなことを考えれば、例えば案として、大臣区分の方の繰越しというのは撤廃する。そして、沿岸は例えば5%程度最小限として繰越しさせて、残りの12%程度は沿岸漁業の漁獲量の方に配分してはどうか。例えばそういう時期もこれから必ず来ると思うので、これをいつまでも固定することなく、この辺も水政審なり水産庁の方で真剣に考えた沿岸側への配慮の考え方、これを示してもらいたいというお願いであります。

それから、国の留保なのですけれども、ここにあるとおり、小型も大型も100トンずつ留保をしてきています。毎年果たしてこの100トンずつの留保というのが、これだけ消化率が高まっていく中で、ほんとに100トン留保しないとならないのか。この辺ももう少し、先ほど来出ているように、漁業者がこのまぐろで生活を維持して、安定していきたいという考え方からすると、将来的にはこの留保枠、ゼロは管理上まずいと思うので、これを徐々に徐々にですね。組合員も資源管理には相当理解を示しています。逆に言えば、こういうところで各分野で利用や流通を促進すべきでないか。こういうふうに考えますので、この100トンずつの留保の考え方、これもやはり議論すべきなのかな。そういう感じがしています。

それから、まぐろの件と間接的につながりがあるということで、時間も押しているので申し訳ありませんが、実は積ぷらの問題です。随分新聞紙上にもぎわせていまして、これからいろいろ議論を重ねていくのだと。我々からすると、この積ぷらの撤廃に向けて議論を本格化させていくようにも聞いています。漁業者は、放流、そして漁獲、あるいは休漁、漁業被害もございますし、こういうものを経験しながら今までやってきています。その支えになってきたのが、この積ぷらであります。正直言って、この資源管理と漁業経営、最初はトレードオフで進めてきていますけれども、将来もこれを両立させるということになると、漁業者からすると、ここの下支えがなければなかなか理解できなくなってくる。できれば、くろまぐろの下げ止めの特例だとか、くろまぐろの強度の資源管理、これを維

持・継続をお願いしたいと思います。

それから、もう一点。これが最後になります。先ほど来出ている資源回復の放流事業の関係です。実は、放流支援事業も1人1日3,000円の上限。それで、放流するにしても、例えば小型魚、大型魚、30キロ未満、30キロ以上。大変な努力と労苦、そして涙ぐましい我慢をしているわけです。この辺の支援事業の単価の在り方も、予算措置上もう少し単価を再検討してもらいたい。逆に言えば、先ほども出ていましたが、1件当たりの上限100万円、この見直しも考えてもらえないものか。

長くなって、大変すみません。以上でございます。よろしくご検討願います。

○番場補佐 はい。ありがとうございます。

いろいろ説明させてもらいたいところはあるのですが、配分の方の御意見をいただいたのと、放流事業の方は私が担当ですので、ちょっと説明させていただくと、単価自体はこの事業だけで決めているものではなくて、作業賃として1人1日あたり3,000円というのがこの事業だけで検討することができないものになります。それで、単価を再検討というと結構難しいのですが、いずれにせよ放流事業についてはいろんなところから御意見もいただいております、この事業全体としていただいた意見も踏まえて検討させていただければと思います。

○赤塚室長 積ぷらの見直しのお話をいただきまして、ありがとうございました。

水産庁の方から、7月、水産部会の方に本件について持ち出させていただいて、この話を業界紙を通じて御覧になった結果、今いろんな思いのある方がいるのだと思っております。

これは非常に大きな、皆さんの生活に直結する話でもありますので、水産庁として改めてしかるべく必要な説明者をそろえて、相談して、また説明の機会を設けたいと思います。

それで、せっかくこうやって提起していただいたので、今日私が言えることとすれば、まず1つ目として大事なことは、共済制度、積立ぷらすの制度の根幹は、やはりセーフティネット。まさにおっしゃったとおり、何かあったときに急激な変化に対応する制度ということで、これは引き続き我々も必要な政策制度と認識しております。それは堅持していくということは、水産庁の方から水産部会に説明させていただいたと。

その上で、いろいろな特例がございます。そういった特例に際しては、いわゆる導入当時の前提が変わってきたことをもって、廃止を視野に入れた検討、方向性について水産庁が示させていただいたところでございます。

ただ、そのところでまず1点強調したいのは、廃止をしますということではなく、廃

止を視野に検討していくということをこれから丁寧に説明させていただきたいというのが2点目に伝えたいメッセージでございます。

3点目でございますけれども、検討に当たっては、経営上も考慮して、皆様の意見も受け止めつつ、必要な経過措置のことも併せて検討するということを水産部会の方で水産庁から説明させていただきましたし、今日改めてこういう場で説明をさせていただきたいと思っています。

また、強度資源管理タイプの特例の方も、まさに資源管理による水産資源の維持・回復というのは引き続き大事でございますし、私は推進室長でございますから、立場上、何よりもそういう制度の大切さというのは理解しておりますので、こういった活用の在り方についても今後検討させていただきたいということでやったところでございます。

これも4つ目に伝えたいことでございますし、最後にありました放流支援事業を含めた様々な漁業者の方を後押しする施策に予算編成の過程で対応するという点も、部会の中で水産庁の方から説明しております。

繰り返しになりますけれども、この点については、非常に大事な話でございますので、また機会を設けて、しっかりと今日のような形で資料もお示しした上で議論させていただきたいと思います。

また、今日、最初の段階としてこういう場を与えていただいていることに感謝申し上げます。ありがとうございました。

○番場補佐 はい。ありがとうございました。

時間が過ぎてしまって恐縮なのですが、もう少し続けさせていただければと思います。

ウェブの方で御質問、御意見ある方、挙手いただければと思います。

よろしくお願いします。

○ウェブ参加者 大中型まき網漁業を所管している団体でございます。

まず初めに、私の方からも、今回の交渉の結果、増枠を勝ち取っていただいたことに心から感謝申し上げたいと思います。

それで、くろまぐろにつきましては沿岸漁業の皆様にとって重要であるだけでなく、我々大中型まき網漁業にとっても経営上極めて重要な魚種であり、特に太平洋においてサバ類やスルメイカ等の不漁が続く中、その重要性は高まっているところでございます。また、他の魚種を狙う際の混獲も増加し、操業の支障となっており、これらの点からも増枠

が必要となっております。

それで、先ほど来沿岸の皆様から沿岸への優先配分をというご発言が続いているところでございますが、大中型まき網漁業は小型魚、大型魚いずれにおいても今まで沿岸や国の留保に相当量抛出をしてきております。12ページをお出しいただけますでしょうか。それによって、現在のこの漁獲枠が出来上がっているところでございます。

さらに、繰越しについても、お話がございましたように、17%のうち7%分は国の留保に繰り入れられているところでございます。

また、これも話がございました小大交換につきましても、まき網の場合1.2倍にその換算係数が削減されておまして、その差の分の0.27倍分の大型魚については、これも国の留保に繰り入れられております。

国の留保については、これも先ほどからお話がございましたとおり、専ら沿岸漁業に充てられておまして、大中型まき網漁業に配分されたり使用したことはないところでございます。

以上から、大中型まき網漁業といたしましては、令和7管理年度の国内配分及び増枠分の取扱いにつきましては、WCPFCが今回の決定も含めて引き続き2002-2004年の実績を基準年としていることを考慮しつつ、令和3年のくろまぐろ部会で取りまとめられたくろまぐろの漁獲可能量の「配分の考え方」に基づき設定されております今期、令和6管理年度の基礎的な配分、ここでいうところの「b」という欄に当たるわけでございますが、この「b」の欄の数字に応じた公平な配分、すなわち小型魚であれば1.1倍、大型魚であれば1.5倍の配分になることを国にお願い申し上げたいと思います。

時間のないところ、ありがとうございました。以上です。

○番場補佐 はい。ありがとうございました。

すみません。最初の方がちょっと音声が悪かったのですが、大中まきさんの方で、混獲の話と、もう一つ最初の方に何をおっしゃっていたか、もう一度簡単にお願いできればと思います。

○ウェブ参加者 要するに、経営上重要な魚種であることに変わりはなく、特に太平洋でサバやスルメイカなどの不漁が続いている中、その重要性がいよいよ高まっているということを申し上げました。

○番場補佐 ありがとうございます。承知しました。

続いて、よろしくお願いします。

○ウェブ参加者 先ほど質問したのと少しかぶるのですが、まず留保枠というのがあって、その中に遊漁の枠が組み込まれているのですが、わずか40トン。これは、ずっとこのままだと日本の全漁獲のたったの0.3%となるのです。ちなみに、新漁業法になるときに、国際的に見て遜色のない資源管理を目指すとおっしゃっていたのですが、海外、アメリカでもカナダでもアイルランドでもイギリスでもスペインでもニュージーランドでもまぐろ釣りをやりましたけれども、日本は国際的に見て遜色があり過ぎる遊漁管理ですよね。ちなみに、アメリカは全漁獲の78%が遊漁、地中海は全漁獲の約3%が遊漁。これは、ISCやICCATの資料を見るとよく分かります。ところが、日本は0.3%。

それで、先ほど漁師さんが、レジャーが違反していると言っていましたけれども、これは私も把握しています。それに対しては、水産庁、遊漁室に対して違反した船名とかは教えていますけれども、一人もまだ逮捕されていません。あと、居酒屋に卸している遊漁船もありますね。それも通報していますけれども、これも一人も逮捕されていません。ですから、ちゃんと管理してくださいというのも一つ要望しておきます。

アメリカは、遊漁者の魚の売買は民主的に管理されています。去年はノルウェーの水産庁とも対談しましたが、遊漁をどのように管理しているのだと言ったら、民主的に公平に管理していますというお答えでした。そのような国は、ほとんど法律で水産資源は国民共有の財産と定めているのです。そう定めている国の全てが水産業は成長産業です。日本は定めていませんし、水産業は、皆さんもご存じのように衰退産業です。

それと、最後に1つ。遊漁の報告のアプリがあるのですが、これがまた抜け穴だらけで、虚偽報告が多いとあちこちから聞いています。遊漁船の場合は遊漁船名を書かなければいけないのですが、個人所有とかプレジャーだとそれを書く欄がありません。ですから、そこを狙って、実際釣ってもいない人たちが採捕報告アプリを使って報告しているということも数件聞いています。実際に本人から聞いたこともあります。8月1日に100キロを報告したけれども、「俺はほんと釣っていないのだ」と。でも、水産庁からは何の連絡もないと聞いていますから、この虚偽報告ができてしまうというのも問題だと思います。

それで、先ほど漁師さんが言っていましたように、違反に対してはしっかりと取り締まってください。そうでないと、真面目な釣り船や真面目なアングラーが報われません。私は、くろまぐろは採捕オーケーの期間でも全てリリースしています。そういう人たちは、要するに一日でも長く、くろまぐろ釣りをやりたいからリリースしているのであって、採捕禁止になってしまうとそういう努力も報われません。それも考慮してください。

それと、ちゃんと遊漁枠を設けてください。

以上です。

○**番場補佐** はい。ありがとうございました。

すみません、1点だけ。ちょっとまた音声が乱れたところがあって、民主的に管理をしているということをおっしゃっていたと思うのですが、それはどこの国だったか教えていただけるとありがたいです。記録として残す意味でもですね。

○**ウェブ参加者** それは、昨年9月にノルウェーの水産業視察ツアーにノルウェー政府から招待されたのです。そこで、ノルウェーに行って、ノルウェーの水産庁の方からそういうお話を聞きました。

○**番場補佐** すみません。ありがとうございました。

すみません。ノルウェーの前は、アメリカのお話をされていましてでしょうか。

○**ウェブ参加者** はい。アメリカの話もしました。ニュージーランドもイギリスもアイルランドも。先ほど言わなかったのですけれども、アイルランドとイギリスはくろまぐろの枠が国自体にありません。それはI C C A Tが決めているのですが、その管理をする数年前にくろまぐろの実績がなかったから配分されなかったのです。ですが、アイルランドの漁師さんはそれに対して文句は言いません。なぜならば、沿岸の魚で十分生活ができていますからです。ですから、あえてくろまぐろを捕らなくてもいいというのも一つの理由です。

それと、アイルランドもイギリスも遊漁はくろまぐろ釣りしてオーケーです。ですが、全部リリースしなければいけません。その理由は、要するにリリース後の死亡率が、世界中いろんな国が調査していますけれども、5%前後なのです。5%前後ということは、ほとんど資源に手をつけずに地方経済に貢献できると。ですから、それを否定する理由はないというので、漁業大臣や海洋大臣、国がそれを応援しています。

以上です。

○**番場補佐** はい。ありがとうございました。

会場の方も含めて、他いかがでしょうか。

○**参加者** ちょっと遅くなってしまって、申し訳ございません。

W C P F Cの漁獲枠の増、どうもありがとうございました。私、定置協会なものですから、定置の観点からお話をさせていただきたいと思います。

1.47倍の振替措置について、資源にとっては当然いいことだと思うのですけれども、一方で、国全体の小型枠の総量が少なくなるということになると思います。そうすると、大

型魚を狙うことができない定置にとっては非常に影響が大きくなってくると思っております。北海道では秋サケの時期にこれが特に大変で、多くの定置が漁獲枠が少ないということで、ブリ、サケといった漁獲物も一緒に放流しているという状況になっています。国全体の小型魚振替を増やすことになれば、定置の方のくろまぐろも放流し続けなければならないということになると思います。

こういったことがあるので、振替の適用上限30%というのを今撤廃するというところでございますけれども、定置漁業の操業に支障のない小型枠が必要と考えておりますので、配分に当たっては、そういったところも一応配慮していただきたいと思っております。

以上です。

○**番場補佐** はい。ありがとうございました。

今、様々御意見をいただいた中で、1.47倍のところの御意見がないなと思っていたので、聞きたいなと思っていたところでした。

それで、今の御意見の中で、今全体として400トン振替を目指すというのがあって、それをなくした方がいいのか、そうではなくて、もうこれ以上は必要ないのかという点は。

○**参加者** その上限をなくすのだけれども、要は定置漁業が操業に支障を来さない程度の小型魚の配分をお願いしたいというふうに考えています。

○**番場補佐** ありがとうございます。承知しました。

その他、いかがでしょうか。

特段ないようでしたら、議題3は終わりにしまして、次に議題4の「その他」。

冒頭申し上げましたけれども、せっかくの機会ですので、増枠とか配分にかかわらず、御意見があればいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○**参加者** 先ほどまき網の方から御意見がありましたけれど、これどうなのでしょうね。僕ら沿岸から見ると、歴史的にこういうふうに資源が減った、その大きな要因となっているまき網さんの責任論みたいなものがあんまり浜から出てこないというか、僕らは、間違いなく資源が減ったのはまき網に大きな原因があると考えているのですが、やはりそれに立った上で新たな配分案というのを考えるべきではないか。

そういう論争というのはなかなか中央の方から出てこないなという気はするのですが、いかがでしょうか。ちょっと言いづらいかも分からないですけど。

○**番場補佐** そういう御意見もあると思いますし、私が言うのもあれですけど、そこは今の配分の考え方の中にも1つ記載はされていまして、要は資源が減った原因の中に、

小型魚をたくさん捕ったというのが一因だろうというのは書かれています。

一方で、さっき大中まきさんが言ったとおり、そういうのも踏まえて今までも沿岸漁業に配慮はしてきたという経緯もあって、今後それをどこまでやっていくのか。もちろん、今の考え方の中にも増枠後も沿岸へ配慮していくというのは記載されているので、そこを今後もやっていかないということはないのでしょうかけれども、要はその程度の問題をどうしていくかという部分は、やっぱり皆さんの意見などを聞きながらでないとなかなかこちらでも把握できていない部分もありますし、そういうのもあって、これからいろんなところで聞いていきたいと思っていますところです。

いずれにせよ、おっしゃっているようなところはもちろん沿岸の皆さんからは出てくる意見だと思っていますし、その考え方が全く間違っているわけではないと思いますが、じゃあ、それに基づいてどこまで調整がつけられるのかという部分かと思います。

○参加者 資源が回復して潤沢になってきたときは、まき網さんにも当然利益をもたらすような配分というのは必要だけれど、今は、くどいようですけれど、まず沿岸が飯を食べるような状態に戻してほしいということなのです。

○番場補佐 はい。ありがとうございます。

その他、いかがでしょうか。

○参加者 水産庁の皆さん、大変ご苦労さまです。

我々、はえ縄でもう30年、津軽海峡で12年、三陸太平洋で20年やってきました。TAC制度の大型魚が始まる3年ぐらい前から、うちらは銚子沖から尻屋崎までずっとこの7月～12月までマグロを追いかけて、20年三陸でやってきました。

いろいろ科学者とか何とか言っていますけれども、最初に、何年でしたか分かりませんが、未成魚に対しての指導が出て、そのときに、小さい未成魚であれば大きくなってから捕らなきゃ、我々もそれで飯食っているのだからということで合意もしました。その後、30キロ以上の成魚に対してはそういうことはないだろうというような話が水産庁に質問したときにありました。パブリックコメントで、何年かしてからそういう話になりました。

我々は個人で、魚少ないときでも、やっぱり少なかったら少ないなりに単価を取らなきゃならないから、単価が安くなれば船団で話をして、今日は魚が多いから休むかと。そういうことがたくさんありました。寒くなってから、脂乗ってから単価のいい魚を獲りましょうということで、船団で考えながらそういうことをやってきました。

だけでも、その後に国は、国際の話でもって実績で出してきました。その中で、各地域にもよりますけれども、TAC制度が始まる3年前、5年前は、多いところもあるし、少ないところもありました。我々のところは少なかったです。それで、国際でこういう話になっていて、こういう決まりになって、その中でずっとやってきたのですけれども、やっぱり単価の高い魚を捕らなければ、規制がかかって飯が食えないと。

それで、実績でいえば、まき網さん方はたくさん実績があるし、沿岸のみんなが困っているから、まき網さんの方は何か話も聞こえてくるけれども、この二、三年はイワシもサバも大丈夫であるわけですから、何とか今回の2,800トンの枠を沿岸の方に回して。それで、まき網さんも、くろまぐろが重大なのは分かっていますけれども、サバやイワシが不漁のときにまたそういうふうにするような水産庁の考え方をもちてやらなければ。

大間の問題も出ていますけれども、犯罪行為を起こすのは、国際の話で国がこういうふうに勝手に決めて、今、青森なんか逮捕される人間も出て、これ以上沿岸を苦しめれば犯罪者が出てくるんですよ。

だから、魚の資源とか配分もそうですけれども、水産庁はその辺のことも考えなければ、まだまだ犯罪者は出てくると思うのです。

我々は、去年もそうですけれども、戸井のまぐろ船団は7月から始まるのですが、まだやっていません。トン数が少ないために、単価の高い魚を捕って生計を立てなければならぬ。そのために、船団長とも話をして、9月から始めるかと。20日過ぎてから魚を何艘か獲りにいって、どういう魚があるのか見て、それでいいのがあったら出ようかと。そういうこともやっています。

それで、前のときも、南は沖縄から北は北海道まで集まって、国会にもいろいろ言ってきました。やっぱり今まで皆さん我慢してやってきたわけですから、まき網さんの方にもお願いして、その辺は何とか沿岸の方に持ってこられるように、水産庁の方からも国会にもお願いしてもらいたいと思います。

以上です。

○番場補佐 はい。ありがとうございました。

他、いかがでしょうか。

ウェブもよろしいですか。

それでは、大分時間を過ぎて恐縮ですけれども、本日の説明会はこれで終了したいと思います。

冒頭申し上げたとおり、本日いただいた御意見は、他のブロック説明会の意見も踏まえて整理した上で、くろまぐろ部会で審議をしていきたいと思っております。

それから、今日の議事録は準備ができた段階で公表させていただきたいと思いますので、ご承知おきください。

4 閉 会

○番場補佐 それでは、以上をもちまして本日のブロック説明会を閉会とさせていただきます。

本日は、お忙しい中どうもありがとうございました。